

越知町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金について

○新型コロナウイルス感染急拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支え、地域経済を維持するために、事業全般に広く使える**越知町独自の給付金を支給**します。

1. 事業目的

県が実施する『高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金』（以下「県給付金」）の対象とならない範囲で売上が減少している事業者に対し、**令和4年1月～3月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた1か月分の売上減少額を対象に事業全般に広く使える給付金を支給**し、事業の継続を下支え、地域経済の維持を図ります。

2. 対象事業者等

- ◇ 越知町内で事業を営む中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等（個人事業者の場合は、越知町に住所を有する者）、その他各種法人等
- ◇ 県内の新型コロナウイルス感染急拡大により、直接的・間接的な影響を受けた事業者であり、**令和4年1月～3月のうち、1か月の売上高が平成31年、令和2年、令和3年の同期比で▲20%以上▲30%未満減少した事業者**
 - ※ 県給付金の対象者（30%以上減少）は対象外です。
 - ※ 営業時間短縮要請協力金を受給した飲食店等については対象外となります。
 - ※ **新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない売上減少は対象外です。**
 - ・ 実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期を対象月とすることにより算定上の売上が減少している場合
 - ・ 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間短縮、商材の変更、単に営業時間が少ない等により売上が減少している場合 等

3. 給付額

最大 375,000 円（売上減少額以内）

※1 一度、給付を受けた方は、再度給付申請をすることができません。

4. 提出書類

- ① 給付申請書兼請求書
- ② 該当要件申告書兼給付額算定表
- ③ 誓約書
- ④ 売上減少等の証明申請書
(認定支援機関、高知県農業協同組合が証明したものに限りです。)
- ⑤ 通帳の写し（金融機関名、口座番号、名義（カナ）がわかるもの）
- ⑥ 身分証明書の写し（個人事業者のみ）
 - ※ 必要に応じて、追加の書類提出及び説明を求める場合があります。

5. 申請方法等

- ① 提出書類は、越知町役場（産業課）まで、持参してください。
- ② 提出書類を郵送する場合は、下記、担当課までお願いします。

申請受付期間：4月1日～6月30日（6月30日消印有効）

【申請書提出先・問い合わせ窓口】

〒781-1301 越知町越知甲 1970 番地 越知町産業課 ☎0889-26-1105